

平成二十一年六月五日受領  
答弁第四六五号

内閣衆質一七一第四六五号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の専門調査員制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の専門調査員制度に関する質問に対する答弁書

一について

外務省の専門調査員（以下「専門調査員」という。）は、在外公館が所在する外国において、政治、経済、文化等に関して外務省が指定する事項について調査・研究等を行っている。

二及び四から六までについて

専門調査員に対しては、外国において一についてでお答えした業務を行うに際して必要となる謝金が支払われている。専門調査員に対する謝金の額については、それぞれの者について異なること等から一概に申し上げることは困難であるが、当該謝金を支払うための平成二十一年度の予算額は、約二十一億六千七百万円である。

三について

専門調査員は外交旅券の発給を受ける場合がある。

七から十までについて

政治、経済、文化等に関する調査・研究については、御指摘の「大使館員」も行っているが、専門調査

員の制度は、外務省が、大学院修士課程修了以上の学歴を有し、かつ、委嘱される調査・研究事項に関し一定の研究実績のある者に、一についてでお答えした業務を委嘱することで、これらの者の専門的な知見を外交活動に活用してきており、外務省として、このような専門調査員は必要であると認識している。